

(1) 基本理念

山梨小 基本理念

○いじめをしない。

○いじめをふせぐ。

○いじめからまもる。

○いじめをゆるさない。

『わくわく登校 いきいき学び にこにこ下校』これは学校教育目標とともに本校が掲げている目指す児童の姿である。この姿は、小学校へ我が子を通わせている保護者にとって何よりうれしい子供の姿ではないだろうか。

そこにはいじめはない。

そこには正義が確立している。

そこには伸び伸びと心を開ける環境がある。

そこにはいじめを許さず絶対に守ってくれる先生がいる。

そこにはいじめが許されない行為であることを知っている仲間がいる。

私たちは、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む事ができることを目指して、以下のことに努力する。

- ① いじめは、どの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害行為であることを認識する。
- ② 全ての児童等がいじめを行わず、また他の児童等に対して行われているいじめを知らながら、これを放置することのないようにするため、いじめが被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを学校に関わる全員に理解させる。
- ③ いじめ防止のための対策は、校内で生徒指導委員会の活性化を図り、市教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と機能を生かしながら行う。
- ④ いじめが確認された際には、未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応を行い、基本方針に則った素早い行動を心がけるとともに、該当児童・保護者への正確・誠実な対応を行う。

*いじめの定義について（いじめ防止対策推進法 第2条より抜粋）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ防止等への組織的対策について

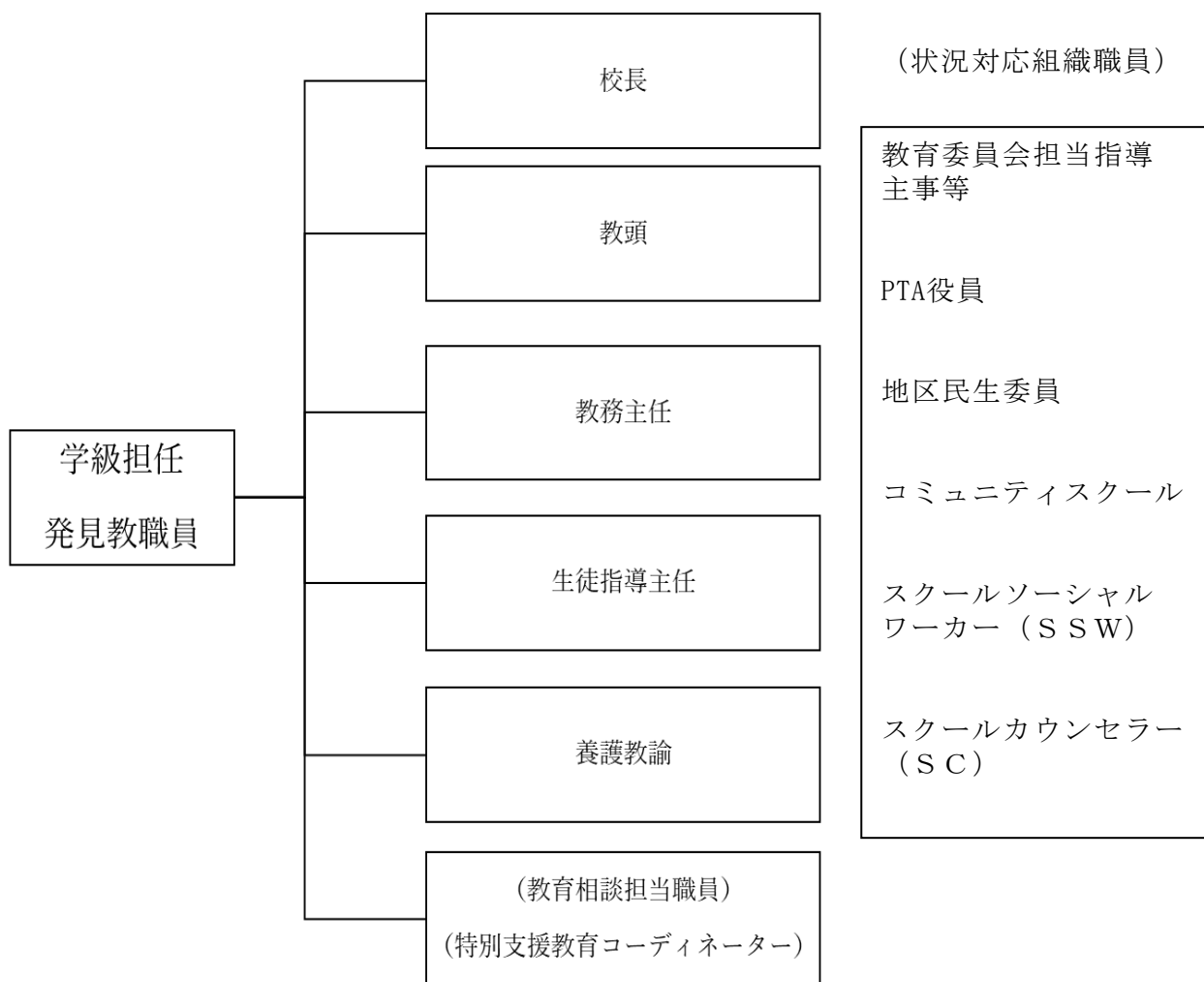
「山梨小 いじめ防止対策委員会」

(基本組織職員) 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学級担任・発見教職員 (教育相談担当職員・特別支援教育コーディネーター)

(状況対応組織職員) 教育委員会担当指導主事等・PTA 役員・地区民生委員・コミュニティースクール
スクール・ソーシャル・ワーカー (SSW)
スクールカウンセラー (SC)

いじめの未然防止については全職員が責任をもって指導にあたる。個に応じた対応や家庭の状況などを理解している学級担任が中心となって対応するのが望ましい。校内委員会は、必ず毎月の職員会議内で実施する。会議を開催した際の記録や児童生徒への支援・指導を行った際の記録「TAIO シート」を作成し、適切に保存・管理することとする。また、学校として共通理解を図る事案や保護者、外部組織の対応などが必要な場合に応じた活動する。さらに、学級担任が一人に対応できない場合に積極的に関わる体制を作っていく。

校内委員会 (基本組織員)



(3) いじめの未然防止について

①いじめ防止基本方針の周知

策定されたいじめ防止基本方針は、ホームページへ記載し、誰でも閲覧できる状態にする。また、年度始めの学校だよりに概要とホームページ上に載せてあることを伝え、児童生徒、保護者への周知を図る。

②すべての児童に寄り添う教師の温かい言動

教職員の不適切な言動が知らないうちにいじめを助長させることがある。指導をされる児童だけでなく周囲の児童にも悪影響をもたらす。子供がどんな気持ちで教職員の言動を見たり聞いたりしているかを常に考え、思いやりのある温かい言動が主となるような指導を行う。

③誰もが安心して生活できる規律正しい学校づくり

「元気なあいさつをする。」「時間を守る。」「学習に必要なもの以外は持ってこない。」などの基本的な学校のきまりについて、全職員が全児童に対してぶれずに指導する。なお、個に応じた対応ばかりがいきすぎ、時にわがままが横行しないように十分に留意する。また、学校の全教育活動において、児童・教員の別にかかわらず、すべての暴力・暴言を排除するとともに、確認されたときは、すぐに指導を行う。

④「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」

「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業の実践

それぞれが活躍できるさまざまな場面で「できた!」「わかった!」喜びを味わわせる授業を心がける。互いに認めたり、称賛したりすることで、学級集団への帰属感が高まる。

⑤いじめを許さない豊かな心・強い心の育成

特別活動や道徳科における「考え、議論する道徳」を通して豊かな心の育成に努める。特に道徳教育については、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした道徳科授業の充実に努め、思いやる心、不正を許さない強い心を育て、自信をもって正しい行動がとれる子供を育成する。

⑥コミュニケーション能力の育成

学校の全教育活動を通して、話し合う大切さを伝え、指導する。自分の意見だけでなく、相手の意見も尊重する大切さ、自分の言動には責任が伴うことを繰り返し指導し、他者と円滑にコミュニケーションを図る力を育成する。

⑦保護者・地域と共に見つめる子供の姿

家庭・地域との連携を密接にし、些細な子供の変化も互いに共有し合い、子供を見守る。特に携帯電話、インターネットのマナーやルールは家庭の協力なしでは指導できない。インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたることについて教育活動全体を通して指導していく。また、なかなか表に出ない SNS 上のいじめの防止について、保護者にも理解を求め協力し合って指導していく。

⑧児童が主体となって考えるキャンペーンの実施

「いじめゼロ集会」を始め、児童が主体となるいじめへの取組を計画・実施することで、いじめの重大性に気付き、傍観者にならず、学校からいじめをなくすために行動できる児童を育成する。その際、いじめについて相談することや知らせることは、正しい行いであることを校長・生徒指導主任が指導するとともに、学校の全教育活動で全職員が指導していく。

※キャンペーンの詳細については、(11)「年間指導計画の具体的な取組について」を参照

⑨特に配慮が必要な児童への対応

学校として特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、その他特性のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童）に対し、教職員は、児童個々の特性を理解し、保護者と連携をとりながら、情報共有を進める。さらに、校内委員会（特別支援コーディネーター含む）の組織をいかして児童理解を深める。特に配慮が必要な児童には、特性に応じた指導や支援を行っていくとともに、周囲の児童に対しても必要な指導を組織的に行う。

⑩相談しやすい体制・雰囲気づくり

担任は休み時間や給食など、子供と自然なふれあいができる時間を大切にする。そうした時間には子供に「先生と話してみたい。相談してみたい。」と思わせる包容力・寛容さをもって接するように心がける。また、自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを指導するように心がける。さらには、毎月いじめに関するアンケートを行い、些細なことでも相談しやすい時間をつくる。学期に1回は教育相談を行い、全児童と面談を行う。

⑪一人一人のよさを認める雰囲気づくりと研修

過度の競争意識、勝利至上主義等は児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発する原因となる。教職員は、それらに傾倒しないような指導を心がけるとともに、子供一人一人の良さを認め、伸ばすような指導及び雰囲気作りを心がける。また、いじめに関する校内研修を計画的に実施し、全職員の共通理解を徹底する。

⑫長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童への配慮

長期欠席児童、感染症に伴う児童（ワクチン接種等も含む）に対し、差別や偏見が生じないように、十分な配慮を行う。またこまめに保護者と連絡を取り合い、保護者・児童の不安を可能な限り取り除けるよう校内体制を整える努力を行う。

（４）いじめの早期発見について

①「いじめは誰にも起こりうること」

「いじめはどの子にも起こり得る。」「誰が加害者・被害者になってもおかしくない。」という考えのもと、児童観察や情報収集に努める。子供たちに「いじめを通報することは決して恥ずかしいことではない。」ということを周知する。また、通報した児童が不利益な立場になることなく、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

②児童は毎月、保護者は年に1回以上アンケート実施

日頃の生活の中で発見できないいじめもさまざまな角度から見ることにより早期に発見できることがある。保護者にも「いじめのサイン発見シート」について、**年度初めに周知し**、何かあれば速やかに学校に連絡・相談などするよう伝えていく。

※いじめのサイン発見シートリンク <https://onl.la/ruzfbKh>

毎月行われる児童や保護者のいじめアンケートの結果、いじめに関係する内容があった場合、スピーディーな対応を心がけ、校内委員会、家庭との協力体制をとる。なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間（3年保存、重大事態に関する場合5年保存）、適切に保存・管理する。

③教育相談活動の充実

定例の教育相談以外にも、休み時間や、担任以外に相談したい先生と話せる『誰でも相談』など多様な教育相談を展開する。

(5) いじめの相談・通報について

① 相談窓口の周知、相談箱の設置

児童だけでなく、保護者にも相談窓口や相談箱があることを周知する。
相談窓口は、教頭・養護教諭とする。相談箱は保健室前の廊下に設置する。秘密の保持・匿名相談などにも対応し、外部機関などへの相談を希望する場合は学校で紹介できるような体制を整えておく。保護者から相談があった際には、保護者の要望を踏まえた上で、教育相談、電話、家庭訪問等で連絡を取りあう。子供たちにも、悩み事相談員として、養護教諭、教育相談担当を周知する。また、SCが月1～2回、学校に来校する。学校だより、マチコミ、Teamsなどで周知を行い、児童・保護者ともにいつでも相談できる体制を整えておく。

② 教職員間の情報共有・保護者への対応

普段の様子と比べて、明らかに違うと感じたなど些細な子供の変化も見逃さず、担任や担当へのその都度の報告を的確に行う。職員室での風通しの良い教職員の関係を築くことに努め、早期発見につなげる。また、常日頃から、いじめについて相談したり、通報したりすることは悪いことではなく、早期解決を目指す上で、大切なことであるということを重ねて指導する。保護者からの電話に対しても、まずは保護者の話に耳を傾けるといった気持ちで向き合う。

③ 保護者・地域からの相談受け入れ体制の充実

地域からの情報収集は教頭が窓口（山梨小Tel432-0506）となつて行う。地域住民、民生委員、児童委員とは常日頃から話ができるような関係を整えておく。

学校以外のいじめの相談・通報窓口として、関係機関の情報を載せた文書を年度当初に各家庭に配付する。

④ 外部相談窓口について

外部相談窓口について学校だよりや保護者宛て文書等を活用して周知を図る。

○ 外部相談窓口への連絡先

四街道市教育委員会 指導課	: 0 4 3 - 4 2 4 - 8 9 2 5
四街道市青少年育成センター	: 0 4 3 - 4 2 1 - 7 8 6 7
四街道市役所子育て支援課	: 0 4 3 - 4 2 1 - 6 1 2 4
四街道警察署	: 0 4 3 - 4 3 2 - 0 1 1 0
中央児童相談所	: 0 4 3 - 2 5 2 - 1 1 5 2
子どもと親のサポートセンター	: 0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
24時間子供SOSダイヤル	: 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

(6) いじめを認知した場合の対応について

① 「いじめ防止対策委員会」による事実関係の把握・対応

- i いじめを認知した者は、対応を要するか要さないのかを個人で判断せずに、速やかに管理職に報告する。
- ii 管理職は速やかにいじめ防止対策委員会を組織する。
- iii 聴き取りは複数の教職員対応で行う。いじめ加害児童だけではなく、周辺児童への聴き取りも行う。聴き取りの際は、（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）が分かるようにする。複数の児童から同時に聴き取るのではなく、個別に聴き取りを進めるとともに、話した内容を口外しないよう指導する。また、こちらから誘導したり、時間がない中でせかしたりするような形にならないよう、児童の話を傾聴し、原因となる心情にもふみこみながら事実関係をひき出すようにする。

- iv 聴き取った内容をもとに、生徒指導記録に情報を加えていく。把握した情報を、いじめ防止対策委員会で共有し、いじめであるかの判断を組織的に行う。その後、確定した情報及び、指導・配慮を要するべき点についてなどを教職員で共有するとともに、新たな情報が分かり次第、情報の書き加え、共有を行う。生徒指導記録は、書庫に保存し、年度をまたいでも、引き継ぎが可能な状態にする。
- v 被害者の安全・人権を守るために、被害児童・保護者を支援するための対処プランを策定する。また、いじめをきっかけとして不登校に陥った場合には、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策に取り組む。
- vi 個々の事実関係の把握をした後すりあわせを行い、明確な事実の把握につとめる。

②加害児童・被害児童及び双方の保護者との情報共有と支援

- i 学校生活の中で、被害児童が不安をもたないような配慮をする。
- ii 双方に同じ内容の事実を伝える。「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をすることなど丁寧な説明をし、虚偽や隠蔽はしない。
- iii 指導後も引きつづき、学校と家庭との連携を強化し再発を防ぐ。
- iv 事由の経緯などもさかのぼって、事実把握に努め、いじめを根絶する事ができるようにする。
- v 加害児童・保護者が被害児童・保護者や申告者に対して圧力をかけることを許さない。

③教育委員会・所轄警察署等関係組織への報告

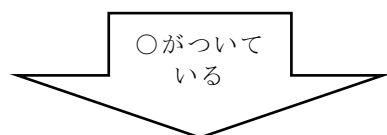
上記①②について、時系列に整理し、教育委員会へ事実を隠さずつまびらかに報告し、引き続き指導が必要な事案については、指導の方向性について見識を仰ぐ。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときには、直ちに警察署に通報する。また、関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。（（８）参照）

【山梨小学校版「いじめ認知・委員会方向までのフローチャート」】

①アンケート・相談箱・教育相談

- ☐ 毎月のアンケートで「先生に相談したいことがある」に
○がついている。

相談箱や教育相談で、先生に相談したい旨がある。



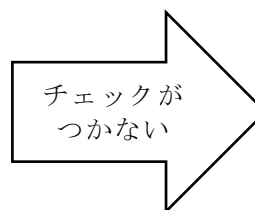
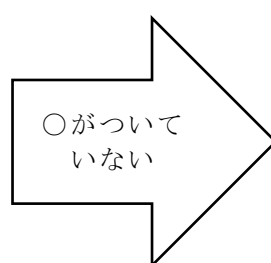
- ☐ 聞き取った結果、以下の項目に1つでもチェックがつく。

→ ☐ 3日間以上前から行われている。

☐ 明らかな外傷がある。

☐ 「物の破損」「物隠し」など児童制作のものや児童の所持品が関わっている。

☐ 本人も知っている状態で「SNS」トラブルが起きている。



今後も継続して見守ります

【必ず報告すべきパターン】

- ☐ 保護者からの訴えがあった場合は、すぐに事実確認を行う。内容に関わらず、いじめ認知・報告を行う。

※ささいなことでも、いじめに近いもので、大事になりそうなケースであれば、すぐに生徒指導主任・教務主任・管理職に報告をする。

【いじめを認知したら】

- 生徒指導主任・教務主任・管理職に報告
- 「発生日時」「被害者・加害者名」「事実」「指導内容」「謝罪の有無」「保護者への連絡・保護者の様子」を「生徒指導記録」に記載。
- 生徒指導主任が入力した「いじめ状況報告書」を確認
- 発生月を0か月として、4ヶ月間の経過観察を行う。経過観察の内容として、「本人は問題ないと言っているか」、「保護者からの新たな連絡や訴えなどはないか」の2点となる。

【その他（山梨小学校で起きた事例。随時更新）】

- A) 被害者児童は知らないが、「物隠し」が起きた。加害者は不明。担任が気づき、全ての児童が知らない間に対応した。
→「いじめ報告」はしない。（児童等が心身の苦痛を感じていないため）。被害児童保護者には連絡を入れる。（児童に知らせる必要はないが、事実として起きたことを伝える。）
- B) 被害者児童は知らないが、「SNS」でのトラブルが起きていた。加害者は特定されている。
→「いじめ報告」はしない。被害児童保護者には連絡を入れない。加害児童保護者には事実を伝え、指導を行う。（基本携帯関係のトラブルは家庭での責任というスタンス）

【SNSに関する対応について（仮）】

- 被害者児童への聴き取り・事実確認
- 特にスクリーンショットなどの証拠があるか。

証拠がない

証拠がある

- 加害者児童への事実確認・聴き取りを行う。
- 両保護者へ連絡を行う。
- 学校は事実を伝え、基本的には保護者・児童同士での話し合いを行う。
- 納得がいけない場合、保護者に第三者機関に入ってもらようよう助言する。

事実・話し合いの内容を
まとめる

- 委員会に報告

スクリーンショットなどの証拠を残すように指導する。
事実確認はしない。

④再発を防ぐ教育活動計画

学校生活の中でいじめが生まれるような状況がなかったかどうか、学級・学年を中心に見直しを行う。何らかの原因として疑われるような授業内容や教師の関わり方、道徳教育の一層の充実、学級運営などは、積極的に見直しをはかる。

(7) 指導について

①被害児童・保護者への支援と加害児童・保護者への指導助言

まずは、いじめの被害児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通すことを第一とする。その後、被害児童が安心して学校生活を送れるよう、策定した対処プランをもとにした支援や配慮を行う。必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、被害児童・保護者の支援を行っていく。また、登下校、家庭での様子なども保護者と連携を取り合い、一日の生活を見守るようにする。

加害児童には、いじめは絶対いけないことであり、どんな言動がいじめになっていたのか、これからどういう生活を送っていかなければならないかなどの事後に向けた指導を全校体制で行っていく。また、保護者に対しても指導した内容や学校での様子などについて継続的に連絡するとともに、困ったこと等があれば、いつでも相談にのる旨を伝える。ただし、関係児童のプライバシーには、充分留意し、二次被害が起きないよう心がける。重大事案については関係諸機関とも連携をとり、被害児童・加害児童双方の将来を見据えた指導・支援を行っていく。

②全体の児童へのいじめ根絶の態度の育成

道徳科、特別活動、特にたてわり活動などに重点を置いて学校教育を実践していくのはもちろんのこと、教師主導ではなく『いじめゼロ集会』など児童の自主的な活動からいじめ根絶の声があがるように計画的に指導していく。また、はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめ加害者と変わらない立場であることを指導する。誰でも被害者・加害者になり得ることや、気づかないうちに不用意な言葉で人を傷つけてしまうことなどお互いに気をつけて、思いやりのある態度を育てるようにする。

③いじめの解消判断

謝罪やその場での和解をもっていじめの解消とはしない。いじめが解消に至るまで、策定した対処プランを確実に実行し、被害児童の支援を行う。いじめの解消については、個々で判断せず、国の基本方針において定められている条件に当てはまっているか、他の事情も勘案し、いじめ防止対策委員会で確認の上、いじめの解消判断を行う。

【いじめの解消判断基準について】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが、「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるのを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においてはいじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有教職の役割分担を含む対処プランを策定して、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの

段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(8) 重大事態への対処について

①－１ 重大事態の認識への共通理解（いじめ防止対策推進法 第２８条１項 １号 ２号より）

- i いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ii いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（申立てに重大事態という言葉がなくても、申立内容から同等の状況が類推できる場合を含む。）は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

①－２ 不登校重大事態に係る調査の指針への共通理解

- i 不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議し、丁寧に対応することが必要である。
- ii 調査を通じて、事後的にいじめがあったとの事実が確認されなかった場合や、いじめはあったものの相当の期間の欠席（３０日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合もそのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

② 調査の実施とその後の保護者・教育委員会への報告

- i 管理職は、調査組織として第三者を含めたいじめ防止対策委員会を速やかに組織する。委員会が中心となり、速やかに教職員や児童への調査を行う。調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）、「不登校重大事態に係る調査の指針」の内容により、適切に実施する。
- ii 事案内容・実態調査について教育委員会に報告を行う。（認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書。）また、必要に応じて警察への通報など関係機関との連携をとる。
- iii 児童に対して調査を行い、さらなる情報提供を求める。また、その際は、いじめは絶対に許されないことを全校で確認する。

(9) 公表・点検・評価について

① いじめに関する調査・分析

年度末に、いじめ防止対策委員会を組織し、校内で発生したいじめに関する調査や分析を行う。全ての事案について適切な対応ができていたのか等について確認するとともに、生徒指導記録などに必要な情報が記載されているかの確認を行い、次年度に引き継げるようにする。

② 年間の取組についての点検・見直し

児童・保護者の実態の変化に基づいて常に取組を見直し、効果的な対策をたてることができるようにいじめ未然防止ＰＤＣＡサイクルを毎年実施する。また、学校評価アンケートに関連する評価項目を入れ、児童や保護者及び教職員等による評価を行う。学校評議員会議等で意見を集約し、さらなる見直しを図る。

(1 0) 年間指導計画について

	学校行事	いじめ防止のための取組
4 月	始業式・入学式 学区訪問 陸上練習 授業参観 学級懇談会	・生徒指導共通理解事項、学校いじめ防止基本方針について全教職員で確認 ・保護者会で学年・学級経営について説明 ・新生活の適応状況の観察 ・SOSの出し方教育 ・いじめアンケートの実施（以降毎月月末実施） ・いじめ防止対策委員会（以降毎月実施）
5 月	陸上練習 陸上大会	・G. Wを明けての児童観察
6 月	プール開き 教育相談週間 第1回いじめゼロ集会	・教育相談アンケートを基にした定期教育相談 ・「いじめゼロ」をテーマに各学級での話し合い発表（詳細は（11）参照）
7 月	個人面談 終業式 SNS授業	・保護者に学校での様子を伝える ・夏季休業中の生活についての指導 ・青少年育成センターによる出前授業
8 月	夏休み	・いじめに関する校内研修会
9 月	始業式	・夏季休業を明けての児童観察
10 月	運動会 体力テスト	・後期始めの児童の状況観察
11 月	教育相談週間 第2回いじめゼロ集会 いじめ撲滅キャンペーン 音楽発表会	・保護者対象いじめアンケート ・教育相談アンケートを基にした定期教育相談 ・「いじめゼロ」をテーマに各学級での話し合い発表（詳細は（11）参照） ・いじめをなくしていくための取組
12 月	個人面談 終業式 ネットモラルに関する授業参観	・保護者に学校での様子を伝える ・冬期休業中の生活についての指導 ・SNSについての授業を行う
1 月	始業式 教育相談週間	・冬季休業を明けての児童観察 ・教育相談アンケートを基にした定期教育相談
2 月	第3回いじめゼロ集会 授業参観	・「いじめゼロ」をテーマに各学級での話し合い発表をする。（詳細は（p12の②いじめゼロ集会）参照） ・学校いじめ防止基本方針の評価・方針の見直し
3 月	ありがとう6年生の会 学級懇談会 卒業式 修了式	・保護者会で学級経営について説明 ・新年度に向けて児童の実態を適切にまとめ、次年度に確実に引き継ぐ

(1 1) 年間指導計画の具体的な取組について

①教育相談

1. 年間の予定

	実施期間	他の取り組みとの関連
1 学期	◎ 6 月下旬 「第 1 回教育相談週間」	◎ 5 月・7 月 「体罰・セクハラアンケート」 (北総の取組) ◎ 6 月下旬 「第 1 回いじめゼロ集会」 (山梨小の取組)
2 学期	◎ 1 1 月中旬 「第 2 回教育相談週間」	◎ 9 月・11 月 「体罰・セクハラアンケート」 (北総の取組) ◎ 1 1 ～ 1 2 月 「いじめ撲滅キャンペーン」 (四街道市の取組) 「四街道市いじめアンケート」 (四街道市の取組) ◎ 1 1 月中旬 「第 2 回いじめゼロ集会」 ◎ 1 2 月 1 0 日 「世界人権デー」(世界規模) 人権リーフレット配付
3 学期	◎ 1 月下旬 「第 3 回教育相談週間」	◎ 1 月 「体罰・セクハラアンケート」 (千葉県の取組) ◎ 2 月中旬 「第 3 回いじめゼロ集会」

2. 実施方法

①「教育相談アンケート」の実施

- ・実施期間の前の週にアンケートを実施する。クラス内で、記入する時間や回収する時間を合わせ、一斉に集める。基本は記名だが、無記名でもよい。【名前欄を様式に組み込みます。】

②教育相談

- ・教育相談週間の期間に学級担任が実施。児童個々の行動観察やアンケートの回答から、気になることや、友達関係、学習環境などを聴き取る。
- *内容については記録をとり、今後の指導に生かす。
- *秘密厳守し、相談内容を考慮し、環境や形態を工夫する。

<実施後について>

①アンケート結果

- クラス内全児童の面談が終わり次第、集計用紙・個票を教育相談担当へ提出。(学期ごとに定められている相談週間の最終日放課後締め切り)

②相談内容

- 気になることや、共通理解を図る必要があることがあった場合は、概要を「記録用紙」に記入し、教育相談担当へ提出。担当は、校長、教頭と確認し、生徒指導記録ファイルに保管する。

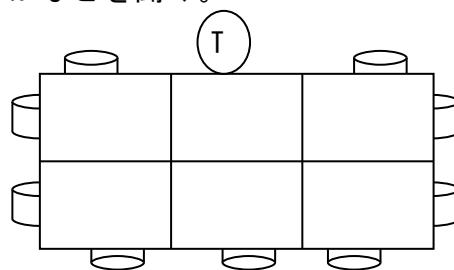
3. 「教育相談」について

①教育相談方法や場所について

何んでもなく、必ず一人一人と1対1で話をするようにお願いします。友人関係や、アンケートに書かれていない悩みごとがないかなどを聞く。

＊教育相談の際の椅子の配置

児童に自由に座ってもらうことで、教師と児童の心理的な距離感がつかめる



【面談場所について】

1年生→生活科室前

2年生→保健室

3年生→調べの部屋

4年生→物語の部屋

5年生→多目的教室

6年生→パソコン室

＊話が聞こえないのであれば、実施場所は問わない。
ただし廊下は聞こえる可能性が高いので避ける。

②いじめゼロ集会

1. 目的

子供たち一人一人が、話し合い等を通して、いじめについて自分自身の問題として真剣に考える場を設定する。それにより、いじめに対する問題意識を高めると共に、《いじめを許さない》という強い心を育む。そして、いじめを絶対に許さないという気持ちを持ち、一人一人が継続して実践していく。

2. 期日と方法

6月16日（月）まで	○6月の学級活動・道徳の時間に「いじめをなくすために私たちができること」というテーマのもとに、学級で取り組む「クラスの約束」を話し合い、3つ程度の項目にまとめる。 ○八つ切り画用紙に「クラスの約束」を書く。 ○発表者を2名決め、発表の練習を行う。
6月17日（火） 8:25～8:40 いじめゼロ集会	○いじめゼロ集会（体育館） ＊「クラスの約束」の途中までの取組をマイクで発表する。 ＊各クラス3分・代表2名 ○集会後、「クラスの約束」を生徒指導主任に提出し、生徒指導主任が、職員男子更衣室横掲示板「心」に掲示する。 ○5・6年生進行 ・はじめの言葉 ・各学級の発表 ・生徒指導主任の話 ・校長先生の話 ・おわりの言葉
11月11日（火）	○いじめゼロ集会②を行い、ふりかえりを行う。 ○四街道市いじめアンケート実施。
2月10日（火）	○いじめゼロ集会③を行い、ふりかえりを行う。

3 その他

- ・ いじめとはどういうものかを記したものを用意するので、印刷か拡大をし、それをもとに話し合いを行う。
- ・ NHK for school「道徳 自分のことばで考える」(高学年～中学生向け)の活用。

③いじめ防止に関する校内研修

1. 目的

教職員を中心に、「いじめ防止」をテーマに研修を行い、いじめを起こさないためにできることや起きてしまった場合の対応について考え、議論することで、すべての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組めることを目指す。

2. 期日と方法

(実施期間)

- ・ 夏休みを中心に年に一度必ず行う。また、必要に応じて行う。

(方法)

- ・ DVD の視聴及び討論
- ・ 県はいじめ防止・自殺防止研修の伝達
- ・ 保護者とともに、いじめ撲滅のために何ができるのかを考える集会 など。

3. その他

研修内容は、可能な限り毎年変えるものとする。また、全員が参加し、意見を交流する場を設けるようにする。

④道徳との関わりについて

千葉県道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」			
「かかわる『いのち』」をテーマとし、自己の生き方についての考えを深めながら、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性を育成する。 (考え、議論する道徳の授業の展開)			
すばらしい「いのち」	かけがえのない自分	支えあう喜び	未来へつながる「いのち」
◆様々な「いのち」に関わり、その豊かさや、すばらしさを感じる。	◆自分のよさに気づきなりたい自分を目指す。	◆自分の周りにいる人たちの支えに感謝する。	◆優れた先人や地域の文化について理解する。
・ 自分の周りの「いのち」あるものに気づく。 ・ かけがえのない「いのち」のすばらしさを感じる。	・ 基本的な生活習慣を確立する。 ・ よりよい生き方を求める。 ・ 将来の夢を見つけ出す。	・ 親切と思いやりの心をもつ。 ・ 広い範囲の友達とのつながりを喜ぶ。 ・ 家族に感謝する。 ・ 規律ある行動を目指す。	・ 郷土や国の伝統と文化に親しむ。 ・ 優れた先人への憧れの気持ちをもつ。 ・ 祖先への敬愛の念をもつ。